

【 令和7年度第6回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和8年3月17日（火）19：00～21：00

場 所：中標津町役場 1階 101会議室

出席者：11名（中標津町自治推進会議委員7名、ファシリテーター1名、事務局3名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題

町民憲章 唱和



(昭和40年7月1日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 敬愛を高め、よりよい文化を育てましょう。

※ 議題に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

- (1) 対話の場づくり（1/16 中標津町議会議員との意見交換）の振り返りと確認について
- (2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換
- (3) 来年度について
- (4) その他

- 4 閉会

<配付資料>

- ① 資料1：中標津町議会との意見交換 答申ポイント東田案
- ② 資料2：条例改正の東田案
- ③ 資料3：自治推進会議2026年度スケジュール

<会議結果報告>

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題

〔進行：東田ファシリテーター〕



※ 前回の振り返りと本日の議題確認

東田ファシリテーター

本日の議題にある議会との対話の場をしっかりと振り返って答申ポイントの確認をしたい。

今回、対話の場から初めて改正の話があがった。条例を改正するとなると来年度のスケジュールに関係してくるので、本日の勉強会后、自分の作った改正案をお伝えしたい。（資料2）

(1) 対話の場づくりの振り返りと確認について

《対話の場・振り返り》（資料1）

東田ファシリテーター

- ・第4章（町内会及び町民活動団体）の改正について

町内会について、「町民活動団体は自主的な任意の団体」で「町内会は地域の共助の団体」であることから条例を分けてほしいという意見をいただいた。考えを伺ってなるほどと思ったし、全町連との意見交換の時にもそのような意見をいただいた。参加していた全員がそう思ったわけではなかったが、2つの団体からの意見となるので検討しなくてはならないと思う。

- ・自治の推進度のチェック方法について

チェックシートのようなものを作成して、各機関にチェックしてもらい返していただくと、ヒアリングを行う前にもある程度わかることがあるからそういう方法がいいのではないかという意見をいただいた。

- ・議会基本条例の制定に伴い、自治基本条例への改正点はあるか？

現在議会で、議会基本条例制定に向けて検討しているということで、自治基本条例には議会についてたくさん書かれているが、条文の内容に認識のズレ等があると困ると委員の中にも心配する声があったことから質問した。

議員の皆さんは、自治基本条例を作る時に町民、議会、行政の三者が一緒になって話し合った経緯があることをすごく尊重してくれている印象だった。

特に自治基本条例への改正や認識のズレもないし、それを尊重した上で議会基本条例を作るということだった。

参加した委員の感想

- ・町内会のことに関しては、一步踏み込んで欲しいという印象を感じた。
- ・議会基本条例の制定については、自治基本条例を尊重しながら検討しているということを確認できてよかったと思う。

(2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換

- ・第3章を音読し、自由に意見を出し合う
- ・資料2 条例改正の東田案について

☆第3章 町民

第13条（町民の権利）と解説について

○条文第2項に対して、解説では議会への参加は議会報告会や議会モニターなど示をしているが、行政に参加する部分はわかりづらく何だろうと思った。文章が長い。

東田ファシリテーター

解説の7行目〈行政の政策の立案、実施、評価の過程に参加する権利を有している〉と書いている。

審議会や策定委員会だけではなく、パブリックコメント等を表していると思う。今は公募委員もあるから参加しようと思えばできる。評価については外部評価委員会がある。

「議会及び行政に参加する権利があるというのは、例えばこういうことを言います。議会はこういう参加する権利、行政はこういう参加する権利を持っています。」という書きの方がわかりやすいと思う。議会にも行政にもいろいろな参加の方法があるから、解説に全部を書こうと思ってわかりづらくなってしまったのではないか。

- ・解説8行目〈ここに示された～～〉はいらないのではないかと。たくさん説明していることによってわからなくなっている。
- ・条文の〈議会及び行政に参加する権利〉というのが、何に参加することなのかひっかかっている。政策の形成に参加する権利なのか何なのかわからない。

東田ファシリテーター

第9条に町民参加の方法が規定されている。これは議会と行政側から書いた参加の方法で、第13条は町民の立場から権利を持っているということを書いているので、第9条をベースにそれ以上に細かい権利を書こうとしてわかりづらくなっているという感じはする。

行政側から準備された参加の方法だけでなく、権利はたくさん持っているので、第9条に縛られすぎると狭くなってしまわないかという印象がある。

第9条で参加の方法や参加できる事業を行政と議会、それぞれ整理されているが、第13条はそれ以上に参加したいとか新しいパターンができれば参加できるように権利を持っているという規定だが、解説にうまく書けていない。

- ・解説8行目〈ここに示された～～〉を削除して〈～～定めています。〉としてはどうか。
- ・解説には「議会が開催する議会報告会への参加や懇談会への参加」とあるが、「議員になりましょう」という意図では書いてないし、「行政職員になりましょう」という意図でもない。解説を読めばわかるが、条文だけではどういう参加方法なのかわからない。

東田ファシリテーター

権利と方法は違うので、権利そのものはどこにでもあるということを説明したかったと思う。

第9条で方法が書かれているのであまり細かく書かない方がいい感じがする。

- ・「参加の方法は第9条に示されています。」というような解説になったほうがいいか。

東田ファシリテーター

他市町の自治基本条例の町民の権利の解説がどう書いているか、勉強した方がいいか。



解説をもっとシンプルに。権利のことだけを書く

第14条（町民の役割）と解説について

○第2項の解説がまわりくどい

○第3項の解説〈納税義務〉について

東田ファシリテーター

個人的な疑問なのだが、〈納税義務など〉と書いておいた方がわかりやすいという考えなのだろうか？わざわざ書く必要があるのかと思う。

本間会長

他市町の条例の解説で、趣旨・解釈・運用に分けて説明しているところがある。中標津町の解説は趣旨と解釈が混ざっている。

東田ファシリテーター

解説でわかりやすくとかより詳しく書こうとするとどんどん長くなってしまい、わかりやすくするための解説が全然わかりやすくなっていない。

- ・この条文の解説は各項に対しての解説になっている。

東田ファシリテーター

権利の部分だからいろいろ考えて、ものすごく丁寧に書いたんだろうと思うが、もう少し簡単に、〈納税義務〉を書くかどうかの判断はもう少し考えよう。

- ・消してもいいと思う。
- ・前回の見直しの時に「町民の責務」ではなく「町民の役割」としているからこそ、義務を入れて負担は大事だと解説で補ったのかもしれない。
- ・権利があるということは義務もあるという対極のところがあるような気がするが、条文の第3項の〈必要な負担を〉というのは、表現としては弱いと感じる。

東田ファシリテーター

趣旨と解釈を整理して解説するという視点は大事かもしれない。今は混ざっているから整理する考え方としていいかもしれない。



解説をシンプルに整理する

資料2 条例改正の東田案について

東田ファシリテーター

今日で条文と解説の勉強がひと通り終了した。

自分が改正案として作ってきたのは、第4章町内会及び町民活動団体に関する部分だが、その他にも条文について、委員の皆さんから改正の声があがったところが何ヶ所かある。例えば第34条の第4項、第27条、第28条、第12条、第7条など。

事務局からまとめたものを出してもらおうと思っている。

事務局

条文だけのものと、条文と解説両方合わせたものどどちらがよいか。

東田ファシリテーター

諮問を受けた後考えなければならないのは条例改正についてで、解説はあとからでも整理ができる。まずは条文について取りかかるが、条文だけのものと条文と解説両方合わせたものを2つ出してもらえると作業としては楽だと思う。できれば新年度第1回目の会議までに各自で目を通しておけるよう手配してもらいたい。

⇒ 事務局：了承

○町民と町民活動団体を章で分けた場合（資料2～3ページ目）

東田ファシリテーター

章の書き方は、定義、役割、それぞれに関わる町民の役割、議会の役割、行政の役割を書いた。

黄色の網掛けは、後期基本計画から引用した。今あるもので町民の皆さんができるだけ関わ

って決めたものから引用したほうがいいと思った。内容については書き方や言い回しを変えた方がいいなど、皆さん意見はあると思う。

【作成した資料の詳しい説明】

◆町内会の章について

第15条の町内会の定義については、後期基本計画から引用した。第16条～第18条は今ある条文をそのまま入れてある。ただし〈及び町民活動団体〉は削った。

第19条（町内会にかかわる行政の役割）第2項は後期基本計画から引用した。ただ、〈町内会の加入促進への協力連携と合わせ〉が条文としてどうかと思うが、「時代のニーズに即した行政と町内会における連携を」と計画に書いてあったので、そのまま入れた。

◆町民活動団体の章について

第20条の町民活動団体の定義については、元々書いてあった条文をそのまま使った。

以降の役割に関する条文について、今まで町内会と一緒に表現されていた部分をどのように町内会との違いを表現するのか課題になる。元の第4章の役割についての条文は町内会で使ったので、いざ町民活動団体の役割について表すとなった時に困った。資料では、町内会も町民活動団体も主語を変えただけで条文は変えていない。どちらかの条文を変えないとまらない。

○町民と町民活動団体を分けずに追記して表現した場合（資料1ページ目）

東田ファシリテーター

第15条の定義に町内会の説明を後期基本計画から引用して、共助の基盤であり大事な組織であるということを書いた。

グレーの網掛けは何も変えていない。（第16条、第17条、第18条）

第19条で町内会の加入促進に対して町内会と行政が連携を図るということを書いた。

こっちの方がさっぱりと収まったように見える。

○改正案を作ってみて

東田ファシリテーター

章を分けるということは、それぞれの役割の条文も分けなくてはならないが、簡単にはできなかった。もっとしっかり勉強して言葉を考えていかないとまらない。これとは違う章立ての変更方法があるのかもしれないが、自分ができたのはここまでだった。

私自身は第4章を分けなくても、追記したり書き方を変えることでいいような気がする。

この資料は自分が勝手に考えた改正案とも言えないたたき台のたたき台である。このように考えなくてはならないことが、思っていたより多いかもしれないということも伝えたかった。来年度のスケジュールで10月の答申予定を最大1月まで延ばせば話し合う機会は増やせるが、町内会について改正をするかしないかというところが分かれ道になると思う。

これを見て条例改正をした方がいいと思うのか、どのくらいの改正だったらできそうだとか皆さんから意見を聞きたい。

委員

分けない形はすっきりしている。しかし、議会との対話の場で町内会と町民活動団体の重さが違うと話していた。それぞれの活動の目的はどうか、もう一度考えたほうがいいと思う。そこが一緒であるのなら分けなくてもいいと思う。

東田ファシリテーター

議会の役割に関する部分を議会との対話の場で聞いたらよかったかもしれない。

委員

追記案の第4章全ての条文において〈町内会及び町民活動団体〉という表現の仕方になっている。町内会と町民活動団体の目指すところが違う可能性もある。全部ではなくこの部分は町内会、この部分は町民活動団体という表記の仕方になるといいと思う。自分も読み込みが不足していると思うので、今ここで違う箇所などは言えないが、資料を読んですっきりするのは間違いなく追記案の方だと思う。

東田ファシリテーター

主語を整理することと、役割についても町内会と町民活動団体それぞれ条の中で項で分けるというやり方もある。

委員

その方が町内会のあり方だったり、このように重きを置いているということがわかりやすい感じがする。

委員

それであれば第4章を分けた方がいいのではないかと。章名が町内会及び町民活動団体となっていると同列に見える。

委員

全部を分けるのは大変ではないか。違うところだけを分けて同じところは同じでいいと思う。

東田ファシリテーター

どこが同じでどこが違うのかわからない。

町内会連合会や町内会の会則には役割などが整理されて書いてあるのだろうか。

委員

町内会の役割は町内会の会則には書いてある。でもその町内会によって内容は違う。

東田ファシリテーター

全町内会の会則を調べて一番中心になりそうな言葉を使えば役割などは書けそうな気がする。

委員

ちなみに町民活動団体は行政といろいろな関りを持つと書いて大丈夫なのか。もっとピンポイントなイメージだが、こんなに広いのか。町内会と分けるとなると町民活動団体は表現が難しい。それぞれの目的を明確化しないといけない。

東田ファシリテーター

町内会の役割について、町内会単位の会則と全町連の会則を調べてまとめることはそんなに難しくはないと思う。町内会ごとにそれほど大きく違うことはないと思うし、言葉の使い方が違う程度で基本は同じだと思う。細部について調べるわけではなくて、自治に関わる部分の町内会の役割を書けばいい。それより町民活動団体について書く方が難しいと思う。

委員

今までは町内会と一緒にいたから書くことができていた。町民活動団体はサークル等も入る。〈地域の課題解決のために〉とそこまで書けない町民活動団体の方が多いのではないかと。

委員

文化やスポーツは社会教育。社会教育は人づくりはまちづくりという認識。

委員

町民活動団体はそういう理念を持って活動しているのか？となる。

本間会長

川北秀人さんはその定義は分けていた。ただ現実として、趣味のヨガサークルに行くこと

によって健康づくりなどいろんな課題解決になっていたりするので、そのサークルを楽しみにして通っているという人たちもいる。町民活動団体の書き方は難しい。

委員

そういうこともあるから、議会でも分けたほうが良いという意見が出たのだと思う。

本間会長

改正案では第 15 条の町内会の定義で地縁に関する記述が抜けているが、それでいいのか。

町内会はたまたまこの地域で一緒になった人たちということだが。

東田ファシリテーター

改正案は、後期基本計画にある町内会に関する文章をそのまま引用した。計画には地縁が含まれていなかった。

本間会長

自分も地縁という言葉は条例を作るときに知った。わかりづらいのであれば変えたらいいと思うし、もともと条例にあるからこの表現を使い続けるのかどうか考える余地はあると思う。

若い人たちが地縁という言葉がわからないのなら、もっと別な表現でたまたまこの地域に住んでいる人たちであるということを伝える。そこが町内会の特徴だと思うので。

東田ファシリテーター

町内会はいろいろ調べて分けられそうだが、町民活動団体は逆に大仕事だと思った。

他の地域の自治基本条例では町民活動団体、市民活動団体、市民コミュニティ団体、地域コミュニティ団体等と表現していて、町内会と団体を分けていない。

委員

町民活動団体に関わる議会と行政の役割は削除してはどうか。団体の役割と町民の役割だけにする。

委員

行政は必要かもしれない。子ども食堂だとなつがっている。そういうことが一つ一つ出てくるからややこしくなる。

東田ファシリテーター

章を分けて改正する案で進むのか、追記する案で進むのか、そこを確認したい。

委員

今までは答申書の提出と一緒に条例の改正案も出しているのか？

東田ファシリテーター

一緒に出している。ただ法律の変更に伴った改条例正はあるが、条文の内容を精査しての改正は行っていない。

6月に諮問を受けて、3月の議会であれば1月に答申を出せば間に合う。ただそのエネルギーはあるのかという確認をしたい。

追記案の第 16 条の中で、町内会と町民活動団体をしっかり分けて書く。そこを整理して丁寧に書くことはできると思う。

委員

章は分けなくて、追記案でもっと丁寧に作るならいけそう。



第 4 章の中で町内会と町民活動団体をしっかり分ける改正を目指す
東田改正案の追記案第 16 条の役割を整理しよう

(3) 来年度について

東田ファシリテーター

第4章の改正について東田案の追記案で進めると決まった。

来年度のスケジュールは条例改正をやるかやらないかにかかっていたので、それがはっきりした今、資料3のスケジュールの答申の時期は変更しよう。

町民ファシリテーターの件はどうなっているか。

会長

N-CANと町民ファシリテーターの体制は団体としては考えている。新年度にN-CANと町民ファシリテーターのコアメンバー、新年度に事業を考えている部署の方々と集まり話をする場を一度設けようと思っている。

東田ファシリテーター

実質的なメンバーの知り合える場が作られていくということか。

登録制度の件だけでなく、この町民ファシリテーターの動きが答申書の付帯意見の方に書けると思っているので確認させてもらった。

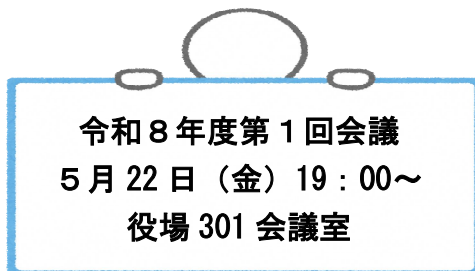
今回の会議までに、他市町村の条例、町内会・全町連の会則をチェックして改正案に向けてやることはやっておきたいと思っている。他市町村の条例は自分で調べられるが、町内会・全町連の会則については送ってもらいたい。

⇒ 事務局：全町連・町内会の会則を情報提供できるかどうか所管の生活課に確認し、問題なければ東田ファシリテーターへ送付する。

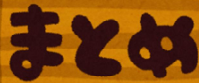
(4) その他

《令和8年度第1回会議日程》

後日事務局から各委員へ出席可能な日を確認



4 閉会



まとめ

- (1) 対話の場づくりの振り返りと確認について
 - ・ 第4章 町内会及び町民活動団体について改正の意見あり
 - ・ 自治の推進度チェックに向けたアドバイスをいただいた
 - ・ 議会基本条例について
- (2) 本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換
 - ・ 第3章
 - ・ 第4章の改正案について
 - ～町内会、町民活動団体の役割について整理
 - ・ 今年度の勉強会で出た意見のまとめを準備する（事務局）
- (3) 来年度について
 - ・ 答申の時期は調整
 - ・ 町民ファシリテーターについては進捗状況を確認していく
- (4) その他
 - ・ 第1回会議：令和8年5月22日(金)19時～ 301会議室